

小坪の漁港区域、海岸保全区域内の制限行為について

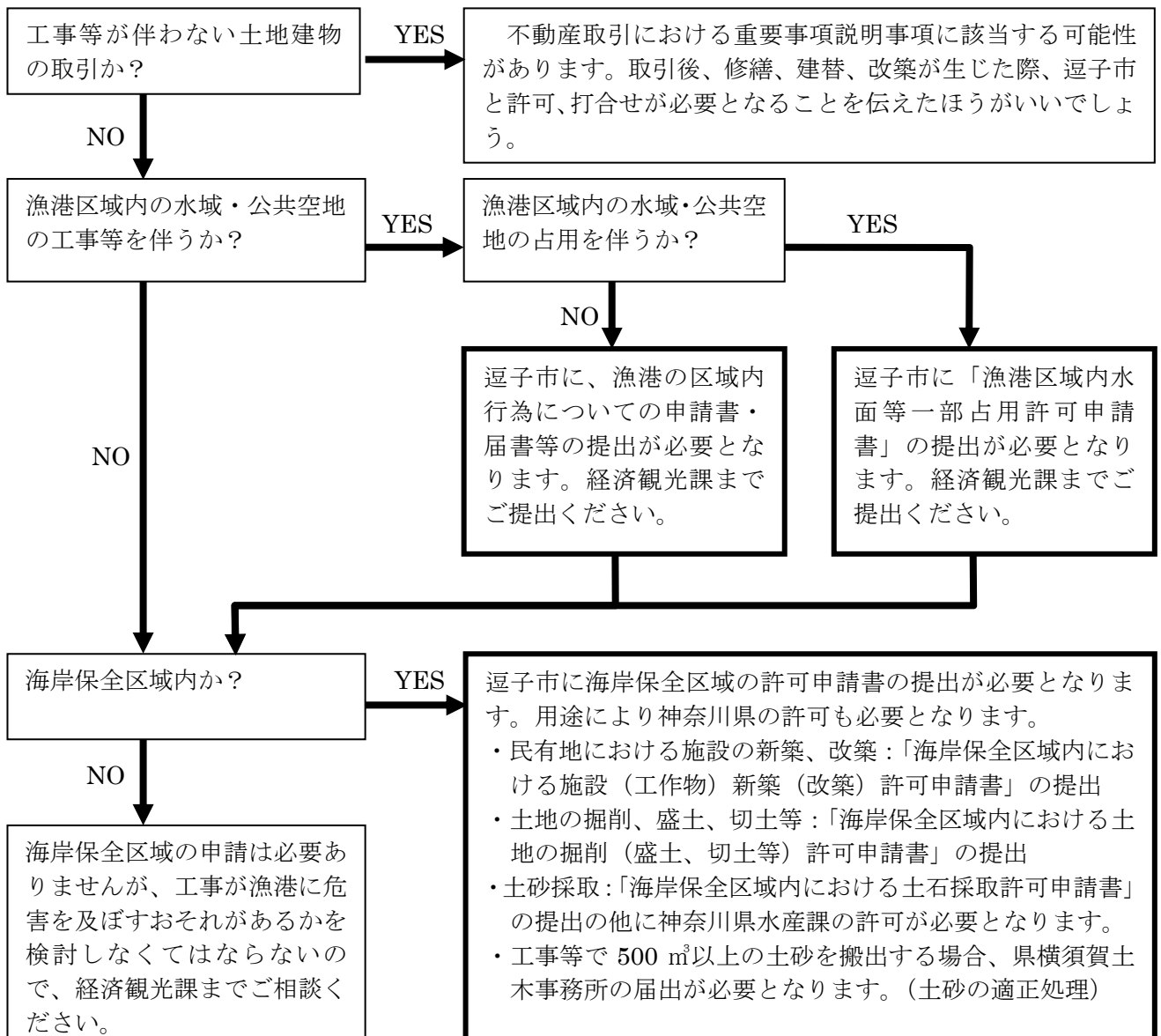
小坪の漁港区域・海岸保全区域では、土地の掘削や工作物の建設に伴う工事等を行なう場合、次の規制があります。

根拠

区域名	対象区域	内容	根拠法
漁港区域	区域内土地全域	土地の決壊、土砂、汚水の流出等漁港に危害を及ぼすおそれがある場合、逗子市は防止のための必要な措置を命じることができる。	漁港漁場整備法第 39 条の 2 第 2 項
	水域・公共空地	工作物の建設、改良、土砂の採取、土地の掘削、盛土、汚水放流、汚物の放棄、占用等について逗子市の許可が必要。	漁港漁場整備法第 39 条 第 1 項 逗子市小坪漁港管理規則 第 13 条
海岸保全区域	区域内全域	土砂採取、民有地における施設の新築、改築、土地の掘削、盛土、切土等を行う場合、逗子市の許可が必要	海岸法第 8 条 第 1 項～第 3 項

フロー

前提：対象地が海岸保全区域及び漁港区域に入っていること



添付書類

「漁港区域内水面等一部占用許可申請書」

位置図（縮尺 1/10000 以上としてください。）

実測平面図（縮尺 1/600 以上とし、付近の重要施設、工作物を明示し、占用場所の現況を明らかにしてください。）

求積平面図（縮尺 1/600 以上としてください。）

縦断面図（縮尺縦 1/100 以上、横 1/600 以上で干潮位、満潮位を記入して下さい。）

横断面図（縮尺縦 1/100 以上、横 1/600 以上で干潮位、満潮位を記入して下さい。）

工作物の構造図（工作物の設置を伴う占用に限ります。）

公図の写し（占用の場所を明示してください。）

工事仕様書及び設計書（工事を伴う占用に限ります。）

「海岸保全区域内における施設（工作物）新築（改築）許可申請書」

位置図

実測平面図（次の要件を満たしたものを作成してください。）

- ・ 付近の重要施設、工作物を明示し、新築（改築）場所の現況を明らかにしてください。

新築（改築）箇所の縦断面図

新築（改築）箇所の横断面図（干潮位、満潮位を記入して下さい。）

施設又は工作物の構造図

公図写（新築（改築）場所を明示してください。）

工事仕様書及び設計書

土地所有者以外の方が新築（改築）する場合土地所有者の同意書

「海岸保全区域内における土地の掘削（盛土、切土等）許可申請書」

位置図

実測平面図（次の要件を満たしたものを作成してください。）

- ・ 付近の重要施設、工作物を明示し、掘削（盛土、切土等）の場所の現況を明らかにしてください。
- ・ 掘削（盛土、切土等）の場所から搬出する公道までの通路を明示してください。
- ・ 機械使用による掘削（盛土、切土等）の場所は掘削方向を明示してください。
- ・ 使用機械を申請場所に移動し掘削（盛土、切土等）する場合は移動通路も明示してください。

求積平面図

横断面図（干潮位、満潮位を記入して下さい。掘削、切土の場合、深度も記入して下さい。）

土量計算書

公図写（掘削（盛土、切土等）の場所を明示してください。）

工事仕様書及び設計書

「海岸保全区域内における土石採取許可申請書」

位置図

実測平面図（次の要件を満たしたものを作成してください。）

- ・ 付近の重要施設、工作物を明示し、採取場所の現況を明らかにしてください。
- ・ 採取場所から搬出する公道までの通路を明示してください。
- ・ 機械使用による採取は掘削方向を明示してください。
- ・ 採取機械を申請場所に移動し採取する場合は移動通路も明示してください。

求積平面図

横断面図（掘削深度、干潮位、満潮位を記入して下さい。）

公図写（採取場所を明示してください。）

工事仕様書及び設計書

※漁港の区域内行為についての申請書・届書の添付書類は、海岸保全区域関係申請の添付書類に準じます。

※占用、漁港施設使用には、条例により、占用料、使用料がかかります。

※なお、漁場に影響があると考えられる時は小坪漁業協同組合からの同意書が必要となります。